



## 特集 対馬の環境を考える

# 環境王国 対馬」さらなる歩み

1月1日付け、対馬市は環境基本計画や新エネルギー事業・自然環境保護などに関する業務を専門的に行う「自然環境推進室」を市民生活部環境政策課内に設置しました。

「環境」をキーワードに市民と行政が一つになり、対馬の「森」「里」「海」をどうやって再生し、未来につないでいくか。環境王国元年の昨年に引き続き、対馬市は新たな政策を展開していきます。

一人ひとりができることはわずかなことかも知れません。しかし、「一人の変化」が「みんなの変化」に変わった時、「時代」は「対馬」は変わるはず。かけがえのない「対馬」を後世につないでいくために...。「対馬の未来」は私たちの行動にかかっています。

### 対馬市森林づくり条例策定事業

島の約9割を占める森林資源の有効活用と、ツシマヤマメコをはじめとする貴重な大陸系動植物並びに玄海ツツジ、山桜といった人々に癒しを与える森林空間の保全を目的とした「対馬市森林づくり条例」策定のための検討会を市民協働の手法ですめています。22年度は、これまでに2回の検討会を開催、島の森林の現状や全国の条例策定公共団体の状況の把握、森林資源の活用や保全に対する意見交換、条例骨格の検討等を行っており、島の実情・現況にあった対馬ならではの条例策定に向け、今後更に議論を深めていきます。

23年度は、9月定例会での上程を目標とし、将来的な対馬の森林に関する最上位指針として、今後の取組みに反映させていきたいと考えています。

なお、条例施行後は、具体的な事業やスケジュール等を網羅した（仮称）対馬市森林事業アクションプランの策定も検討しています。

### 間伐による二酸化炭素排出権取引への参画（J-VER制度）について

島の森林資源の有効活用のひとつとして、全国的にも市場拡大傾向にあります。間伐による二酸化炭素排出権取引（J-VER制度）への参画を検討しています。

間伐等により手入れされた森林が吸収する二酸化炭素を、企業や都市部の地方公共団体等、二酸化炭素の排出削減の努力だけでは国の示す目標を補えない団体等に購入していただく制度へ参加したいと考えています。22年度は、その準備期間として、専門家による学習会の開催や11月に開かれた「食工コ・フェスタ」での講演会を行うとともに、この制度への参画に向けた計画策定のための調査を行いました。

23年度以降は、J-VER制度への申請を行い、対馬の森林で吸収された二酸化炭素を売買することで得られた対価により、計画的な市独自の森林整備を行い、持続した環境施策が行える仕組みを作り上げていきたいと考えています。

# 森林

morii

# 海 umi

# 里 Sato

## 生ごみリサイクル回収事業

家庭から排出される生ごみの約3割を占める生ごみを堆肥化することを目的に回収、リサイクルすることで一般廃棄物処理施設への生ごみ持ち込み量を減らし、負担の軽減、施設の維持コスト削減、耐用年数の延命、さらに温暖化の要因といわれる二酸化炭素の排出量削減を目指します。



22年度は、11月から飯原、美津島の両市街地で生ごみの回収事業をはじめますが、今後はさらに効率的な回収を行い堆肥化につなげる準備をすすめていきます。

春先にはこの事業で作られた堆肥を活用し、花や農作物栽培を行う予定です。



## EM普及推進事業

近年、対馬近海において磯焼けが発生しており、漁業資源減少が深刻化しています。温暖化による海水温の上昇や魚による食害が原因といわれていますが家庭から流れる排水による水質悪化も要因の一つと言われています。

その対策として、対馬市では、21年度よりEM培養装置を市役所庁舎などに6台設置、地域と各団体に2台を貸し出し、市民の皆さんによる河川等の浄化活動に活用していただいています。また、22年度は緊急雇用創出事業により、EM普及推進員を6名雇用し、各地区で活動していただいている対馬市EM普及推進員の方々と連携を図り、EMの普及に努めています。

23年度は地域マネージャー制度を活用し、より多くの地域で出前講座等も開く予定です。

## 海洋保護区の実現をめざして

温暖化の弊害といわれる磯焼けの進行や乱獲等による水産資源の激減により、生態系への悪影響が危惧される中、22年度は「生物多様性の確保」や「水産資源の持続可能な利用」を考慮することを目的に、シンポジウム「対馬から「海洋保護区」を考える」を開催しました。このことは、対馬に住む私たちが先頭に立って海の生態系を守りながら伝統的漁業を継続しつつ、ていねいに海洋資源を利用していくことへの出発点となりました。これを受け、対馬市海洋保護区設定推進協議の開催、各活性化センターでも専門委員会を開催するなど「対馬らしい資源管理型漁業」「対馬らしい海洋保護区」の検討協議が進んでいます。

昨年10月には世界的な動きとして、名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されました。「名古屋議定書」・「愛知

ターゲット」の採択により陸域で17%、海域で10%の保護区を設けるとされ、漁業の面では、魚や水生生物を生態系に基づいた方法で管理・捕獲し乱獲を避けると謳われました。これは対馬市の取り組みにとつて追い風となるものと期待されています。

## 磯焼け対策事業

磯焼け対策の取り組みとしては、これまで環境・生態系保全活動支援事業、汚泥肥料を活用した海藻の栄養素モデル事業、離島漁業再生支援交付金による海藻プレート種系・藻場礁の設置及び食害駆除事業などのほか、漁業者自らも活動組織を作り藻場の機能保持・回復に向けた活動を行うなど、様々な事業を推進してきました。

23年度も引き続き島内沿岸域の磯根資源の回復に繋がる藻場礁設置事業などの取り組みを強化していきます。

